

令和7年度 福寿荘事業計画

1 運営方針・重点事項

障害のある利用者一人ひとりの特性やニーズを的確に把握し、人権を尊重し権利擁護に努める。利用者の意思決定の支援に配慮し、「個別支援計画」に基づき利用者へ適切な支援・援助を提供し、安全で健康かつ安定した生活を保障する。

・地域生活の可能性を探り、豊かな人間性を養い、社会的自立をめざす。利用者の重度化、高齢化に適切に対応し個々の特性を踏まえ、虐待防止に努めて日常生活支援や地域移行支援を行う。

・地域での生活が困難な強度行動障害者への対応など入所施設の機能を果たす。

・新型コロナウイルス感染症はじめ感染予防については、引き続き、手洗い、手指消毒等の各種対策に取り組むとともに、運営面において密な場面を避けるなど集団生活を安全かつ健康的に過ごすために感染予防に十分に努める。

・非常災害、感染症発生時には「業務継続計画」に基づき、緊急時において継続した施設運営を行う。

・「福寿荘地域連携推進会議」の設置（7年度新設）・・・施設、利用者と地域との関係を深め、地域への理解を促進するとともに施設サービスの質の確保等を目的とする。（会議、施設見学の開催（年1回））

・課題への取り組み

近年の利用者の重度化、高齢化に伴い転倒等によるケガなども発生し、施設内における事故の防止が課題となっており重点課題として取り組む。

2 施設運営

(1) 入所定員及び現員・・・定員40名（現員37名（令和7年3月1日現在））

(2) 職員・・・常勤17人、非常勤4人（令和7年3月1日現在）

施設長1、サビ管1、支援員常勤11・非常勤3、看護師1、栄養士1、非常勤嘱託医1、事務員2（兼務）

上記各職種が所属する管理課及び支援課からなる組織体制により施設運営を行う

(3) 施設改修等管理

経年変化による必要な修繕、改修を行うと共に、利用者の重度化・高齢化などに対応した改修等を行う。建設後40年近くになることから、本年度、屋上防水修繕工事を予定する。

(4) 各種会議に基づく運営

・全体会議、支援会議、班会議・・・業務及び支援全般に関わる検討、支援内容の検討、職員の資質の向上、課題の見える化等

・行事会議・・・給食会議・・・利用者の給食に関する要望確認

・各種委員会の設置・・・「虐待防止委員会」「身体拘束適正化委員会」「感染症等防止委員会」「ハラスメント防止委員会」

(5) 職員研修

職員がそれぞれの職務遂行に必要な知識・技能を修得し、権利擁護への理解深めることを目的として研修に参加及び企画し、利用者の重度化、高齢化及び強度行動障害への対応及び虐待防止等に関する取り組み課題を中心に専門的知識技量を高め、支援の質の向上を目的に「年間計画」を基に取り組む。

3 利用者支援

(1) 支援指針

- ①人権を尊重し、個々の人間性、個性を尊重し権利擁護に努める。
- ②明るい雰囲気の中で、心身の安定をはかる。
- ③意思決定の支援に配慮する。
- ④地域移行及び施設外の日中サービス利用に関する支援に努める。
- ⑤保護者、関係機関等と連絡、協力を密にする。

(2) 支援内容

基本的な生活習慣を形成し、利用者の情緒の安定、健康維持をはぐくんでいくために規則正しい生活を行なう。日中活動支援として「生活介護サービス」を、夜間等支援として「施設障害福祉サービス」を提供し、集団生活の中、個々のニーズを尊重し利用者に必要な支援を行う。

- ・衛生的な生活環境の確保
- ・健康維持、増進（散歩、リハビリ等本人に合った健康管理）及び感染症予防活動
- ・買物、金銭の自己管理等の日常生活の体験。
- ・地域社会への参加活動により地域への理解を深める
- ・他者との協力等の機会を持ち社会適応能力の向上。
- ・作業等を通じた能力の発揮

(3) 小人数グループ体制による日常活動支援

障害の程度、年齢、身体状況等に応じた小人数のグループによる作業、創作、余暇活動をきめ細かく支援する。

4 文化・余暇活動

利用者一人ひとりが自分の趣味趣向を発揮できる場を提供し、自己表現していけるよう支援する。また、本人にとって楽しく生甲斐となるよう、個人のニーズを踏まえ支援する。

(1) 利用者の運営による自治会

利用者自ら自身の生活について考え発言し、施設生活における利用者の要望を実現できるよう利用者による自治会を設け、利用者から自治会役員を選び様々な役割を担う。

(主な活動) 誕生会・奉仕活動・自治会喫茶

(2) サークル活動

利用者が選択し、活動に参加し余暇の充実を図る。

(3) その他

利用者からの要望に対し適時必要な支援をしていく。

5 行 事

近年、利用者の高齢化や重度化が進んでいることから、総ての利用者が楽しく参加、体験し保護者と等との交流できる企画とする。なお、実施に際しては新型コロナウイルス感染症はじめ感染症の感染予防対策や熱中症対策など安全確保に重点を置く。

- ・夏祭り、運動会、クリスマス会等

6 地域交流及びボランティア・実習生(利用体験・教育・その他)の受け入れ

- ・地域との交流に積極的に取り組み、施設が実施する行事イベント等への参加を地域の方々に呼びかけ、また、施設から地域活動へ参加するなど、地域社会に根差した運営に努める。
- ・ボランティアの受け入れを行い、障害者への理解者を増やし、また、利用者と交流する場として設ける。
- ・就学中の障害者を受入れ、個々の目的に合わせ荘生活を体験し、今後の生活設計の参考となるよう支援していく。
- ・教育実習や体験実習などの実習を受け入れていく。

7 給 食

栄養指標に基づく適正な栄養の確保と食品衛生に留意し、盛り付けや味付け等、利用者の嗜好等を考慮し提供する。調理業務については、委託業者との緊密な連携に努め安全な食事提供を行う。

また、食中毒・ノロウイルス感染症等の発生防止に努めて安全な食の提供を行う。

(1) わくわくランチ

毎月バイキング方式・選択メニューを取り入れ、自らの選んだものを食べるという自己決定のできる場面を設け、食生活の潤いや楽しさを提供する。

(2)治療食・・・疾病の状況に応じた献立を取り入れ、健康面の配慮を行う。

(3) その他・・・高齢化とともに嚥下機能が低下している利用者も増えてきているため、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮し、誤嚥等事故防止に努めるとともに職種間の連携をとり、栄養状態の維持や食生活の向上を図る。

8 保健衛生管理

日々の健康管理、感染症防止対策はじめ関係医療機関との連携をもとに各種対策を講ずる。

(1) 健康の維持、増進

- ・日常生活における健康管理、発作等への適切な対応、薬の適正な使用及び管理
- ・「感染症対策委員会」を中心とした感染予防対策の実施

(2) 疾病の早期発見、早期治療

- ・傷病者への処置、治療 ・嘱託医師、協力医療機関との連携及び地域医療機関への受診
- ・定期健康診断（年2回）、検診、各種感染症予防接種

(3) 他機関の専門職との連携

協力医療機関はじめ病院、薬局、歯科衛生士、リハビリ指導、消防署（救命）等との連携

9 短期入所事業及び日中一時受入事業

保護者が疾病その他の理由により居宅における介護が困難になった場合、一時的に保護及び援助が必要となった障害者を短期間又は日帰りで受入れ、本人及び、その家族の日常生活の維持・向上を図る。

10 地域移行支援活動

地域で知的障害者が自立した生活を送れるように、あらゆる社会資源を利用できるよう連絡・調整しながら、日常生活に必要な援助及び相談を通じて円滑な地域生活が営めるよう支援する。

11 防火及び災害対策

- ・火災、地震等の災害対策・・・入所者の安全を最優先とし、大規模災害を想定した防災体制の強化。
- ・「業務継続計画」に基づき職員への防災教育に努め、責任分担をより明確にして年間計画に基づく各種場面を想定した防災訓練を実施する。また、災害被害を最小限にとどめる為、施設内の備品を固定するなど、事前対策に努める。
- ・避難訓練による防災意識の醸成・・・利用者、職員に対して災害時の避難訓練を通じ、防災意識を醸成する。
- ・近隣住民はじめ地域との連携体制の確立を図るよう努める。

<年間を通じた訓練等実施内容>

- ・火災発生時訓練（年2回以上）・・・ 消防通報、初期消火、避難誘導訓練（夜間想定含む）
- ・地震想定防災訓練・・・ 避難誘導訓練（夜間想定含む）、炊き出し訓練
- ・消防用設備、機器点検（関係業者等） ・職員防災教育（防火、防災計画説明）、自主点検